

## 第2 法人税法関係

### 1 第2条《定義》関係

#### 【新設】（他の通算法人に修正があった場合の本税に係る通算税効果額の利益積立金額の計算）

2-2 通算法人が、当該通算法人が修正申告を行い若しくは更正を受けたこと又は他の通算法人が修正申告を行い若しくは更正を受けたこと（以下2-2において「修正の事実」という。）による当該通算法人の修正申告若しくは更正又は当該他の通算法人の修正申告若しくは更正の対象となる法人税又は地方法人税の額につき通算税効果額の授受をすることとしている場合には、当該通算法人又は他の通算法人がその受け取り又は支払う通算税効果額のうち本税に係る額は、当該修正の事実があった日の属する事業年度ではなく当該通算法人の修正申告若しくは更正の基因となった事業年度又は当該他の通算法人の修正申告若しくは更正の基因となった事業年度終了の日に終了する当該通算法人の事業年度に係る令第9条第1号へ《利益積立金額》に掲げる金額又は同号カに規定する「その支払うこととなる金額」として利益積立金額を計算するのであるが、他の通算法人が修正申告を行い又は更正を受けたこと（法第64条の5第5項《損益通算》の規定又は法第64条の7第4項から第7項まで《欠損金の通算》の規定などのいわゆる遮断措置が適用されるものに限る。）による当該他の通算法人の修正申告又は更正の対象となる法人税又は地方法人税の額につき通算税効果額を授受するときは、当該通算法人がその受け取り又は支払う通算税効果額のうち本税に係る額は、当該修正の事実があった日の属する当該通算法人の事業年度に係る同号へに掲げる金額又は同号カに規定する「その支払うこととなる金額」として利益積立金額を計算することができる。

#### 【解説】

1 内国法人が他の内国法人との間で通算税効果額の授受を行う場合、その受け取る金額はその受け取る内国法人において益金の額に算入しないこととされ（法26④）、その支払う金額はその支払う内国法人において損金の額に算入しないこととされている（法38③）。

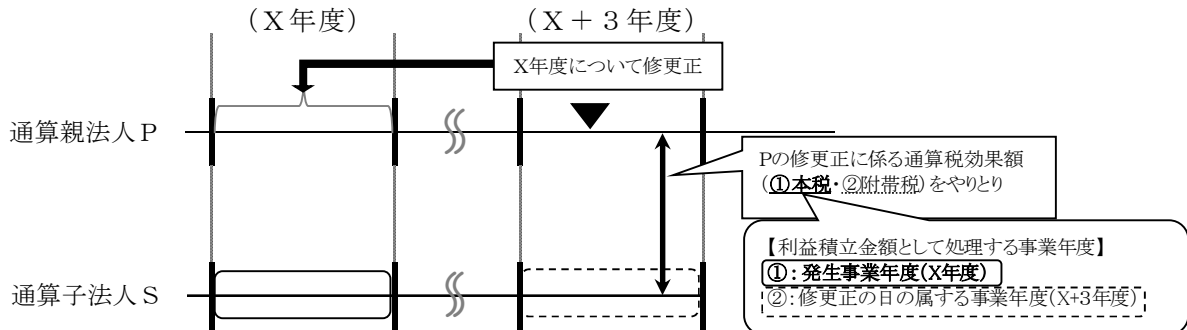
この通算税効果額とは、法人税法第64条の5第1項《損益通算》又は第64条の7《欠損金の通算》の規定その他通算法人（通算法人であった内国法人を含む。以下同じ。）のみに適用される規定を適用することにより減少する法人税及び地方法人税の額に相当する金額として通算法人と他の通算法人との間で授受される金額をいう（法26④）。

2 この通算税効果額のうち本税に係る部分の金額及び附帯税に係る部分の金額に係る利益積立金額の計算については、それぞれ次のとおりとされている。

- (1) 本税に係る部分の金額……発生した日の属する事業年度で加算（令9一へ）・減算（令9一カ）
- (2) 附帯税に係る部分の金額……確定した日（賦課決定（≡修正）の日）の属する事業年度で加算（令9一ホ）・減算（令9一柱書）

これを、下記の通算グループ（通算親法人P、通算子法人S）の通算親法人Pに修正があったケースを例に当てはめると、通算親法人P及び通算子法人Sの本税部分及び附帯税部分に係る利益積立金額の計算は、それぞれ以下の事業年度で行うこととなる。

【法令で定める取扱い（イメージ図）】



3 ここで、上記2の例の通算子法人Sについて、例えば、発生事業年度（X年度）から修正のあった日の属する事業年度の前事業年度（X+2年度）までの間に通算グループ内において非適格組織再編成を行っていたような場合（純資産簿価により資産及び負債の譲渡原価を計算していた場合）には、その授受する通算税効果額のうち本税部分につき発生事業年度（X年度）の利益積立金額の増減として再計算すると、その非適格組織再編成による資産及び負債の譲渡原価も増減することから、仮にPの修正が法人税法第64条の5第5項又は第64条の7第4項から第7項までなどいわゆる遮断措置の適用されるものであったとしても、Sの修正が必要となるなど、通算グループ内の一の通算法人に修正事由が生じたことにより他の通算法人の修正が必要となって遮断が達成されていない結果となってしまう。

4 そこで、このような結果にならないよう、他の通算法人が修正申告を行い又は更正を受けたこと（遮断措置が適用されるものに限る。）による当該他の通算法人の修正申告又は更正の対象となる法人税又は地方法人税の額につき通算税効果額を授受するときは、当該通算法人がその受け取り又は支払う通算税効果額のうち本税に係る額は、当該他の通算法人が修正申告を行い又は更正を受けた日の属する当該通算法人の事業年度に係る利益積立金額の増減として計算することができることを、本通達において明らかにしている。

したがって、上記2の例では、Pの修正が遮断措置の適用されるものである場合、Sは、その授受する通算税効果額のうち本税部分についても、Pの修正の日の属する事業年度であるX+3年度（いわゆる進行事業年度）の利益積立金額の増減として計算することができることとなる。

【本通達で定める取扱い（イメージ図）】

